

改正後	改正前
<p>第四条 前二条の規定は、C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。）及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。）について準用する。この場合において、第二条第一項第一号中「A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、「B測定の測定値」とあるのは「D測定の測定値」と、「（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」とあるのは「（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「測定点がある単位作業場所」とあるのは「測定値がある単位作業場所」と、同条</p>	<p>(新設)</p>

第二項から第四項までの規定中「測定点における測定値」とあるのは「測定値」と、同条第四項中「測定点ごとに」とあるのは「測定値ごとに」と、前条中「 $\log E_{A_1}$ 」とあるのは「 $\log E_{C_1}$ 」と、「 $\log E_{A_2}$ 」とあるのは「 $\log E_{C_2}$ 」と、「 E_{A_1} 」とあるのは「 E_{C_1} 」と、「 E_{A_2} 」とあるのは「 E_{C_2} 」と、「A測定」の測定値」とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。